

条	改定前	条	改定後
	【カードローンの取扱いに関する規約】一般規約		【カードローンの取扱いに関する規約】一般規約
第 5 条	<p>(カード及び ID の使用制限)</p> <p>(1) 会員が次のいずれかに該当したとき又は当社が会員として不適格と認めるときは、当社は会員に対し何ら通知することなく会員のカード及び ID の使用の停止をすること又はカードを失効させることができるものとします。</p> <p>①会員が入会申込み時に虚偽の申告をした事が判明したとき、②本契約に定める「期限の利益の喪失」をしたとき、③退職、休職、その他会員の信用状態に著しい変化を生じたとき、④カード利用状況が適当でないと当社が判断したとき、⑤住所変更等の届出を怠る等会員の責に帰すべき事由により、会員の所在が不明となり当社が会員への通知連絡が不可能と判断したとき、⑥当社が第 17 条の 2 に基づき会員に対して各種確認や資料の提出を求めたにもかかわらず、会員が正当な理由なく指定した期限までに回答をしない場合において、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、⑦第 17 条の 2 に基づく各種確認や資料の提出の求めに対する会員の回答、具体的な本契約に基づく取引の内容、会員の説明内容 および その他の事情を考慮して、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、⑧本契約に基づく取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき、⑨取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき、⑩その他本規約のいずれかに違反したとき</p> <p>(2) 本条(1)に基づき当社がカード及び ID の使用を停止した又はカードを失効させた場合、会員は当社の請求があったときは速やかにカードを当社に対して返却するものとします。</p>	第 5 条	<p>(カード及び ID の使用制限)</p> <p>(1) 会員が次のいずれかに該当したとき又は当社が会員として不適格と認めるときは、当社は会員に対し何ら通知することなく会員のカード及び ID の使用の停止をすること又はカードを失効させることができるものとします。</p> <p>①会員が入会申込み時に虚偽の申告をした事が判明したとき、②本契約に定める「期限の利益の喪失」をしたとき、③退職、休職、その他会員の信用状態に著しい変化を生じたとき、④カード利用状況が適当でないと当社が判断したとき、⑤住所変更等の届出を怠る等会員の責に帰すべき事由により、会員の所在が不明となり当社が会員への通知連絡が不可能と判断したとき、⑥当社が第 17 条の 2 に基づき会員に対して各種確認や資料の提出を求めたにもかかわらず、会員が正当な理由なく指定した期限までに回答をしない場合において、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、⑦第 17 条の 2 に基づく各種確認や資料の提出の求めに対する会員の回答、具体的な本契約に基づく取引の内容、会員の説明内容 及び その他の事情を考慮して、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、⑧本契約に基づく取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められるとき、⑨取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められるとき、⑩その他本規約のいずれかに違反したとき</p> <p>(2) 本条(1)に基づき当社がカード及び ID の使用を停止した又はカードを失効させた場合、会員は当社の請求があったときは速やかにカードを当社に対して返却するものとします。</p>
第 8 条	<p>(カードの紛失、盗難等)</p> <p>会員がカードの紛失、盗難等 または ID や暗証番号の詐取等(当社のホームページと類似したサイトに誘導され、ID や暗証番号を入力することで第三者に ID や暗証番号を詐取された場合も含む)を知ったときは、直ちに当社に電話、書面又はインターネット等によるデータ送信等の方法によって当社に届け出るものとします。また、カードの紛失、盗難等により他人にカードを使用された場合 または当社の提供するサービス等において ID や暗証番号の詐取等による第三者利用が生じた場合は、会員は所定の届出書を当社に提出するものとします。</p>	第 8 条	<p>(カードの紛失、盗難等)</p> <p>会員がカードの紛失、盗難等 又は ID や暗証番号の詐取等(当社のホームページと類似したサイトに誘導され、ID や暗証番号を入力することで第三者に ID や暗証番号を詐取された場合も含む)を知ったときは、直ちに当社に電話、書面又はインターネット等によるデータ送信等の方法によって当社に届け出るものとします。また、カードの紛失、盗難等により他人にカードを使用された場合 又は当社の提供するサービス等において ID や暗証番号の詐取等による第三者利用が生じた場合は、会員は所定の届出書を当社に提出するものとします。</p>
第 9 条	<p>(不正利用被害の補償)</p> <p>会員が第 8 条に定める届出書を当社に提出し、かつ最寄りの警察署にカードの紛失、盗難 または ID や暗証番号の詐取等の届出をした場合は、当社に届出書を提出した日の 30 日前以降に生じた当該届出に係るカード または ID や暗証番号の不正使用による損害、または当社の調査により会員の意思に反して権限の無い第三者による不正使用と認定した損害は、当社が補償します。ただし、会員の故意若しくは重過失等により第 2 条(3)、(4)又は第 4 条(3)の管理等を怠り取引が実行された場合、会員本人又は会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者によって使用された場合は補償されません。</p>	第 9 条	<p>(不正利用被害の補償)</p> <p>会員が第 8 条に定める届出書を当社に提出し、かつ最寄りの警察署にカードの紛失、盗難 又は ID や暗証番号の詐取等の届出をした場合は、当社に届出書を提出した日の 30 日前以降に生じた当該届出に係るカード 又は ID や暗証番号の不正使用による損害、又は当社の調査により会員の意思に反して権限の無い第三者による不正使用と認定した損害は、当社が補償します。但し、会員の故意若しくは重過失等により第 2 条(3)、(4)又は第 4 条(3)の管理等を怠り取引が実行された場合、会員本人又は会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者によって使用された場合は補償されません。</p>

条	改定前	条	改定後
第 11 条	<p>(成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 会員について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当社に届け出るものとします。</p> <p>(2) 会員について家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面にて当社に届け出るものとします。</p> <p>(3) 会員がすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合にも前 2 項と同様に当社に届け出るものとします。</p> <p>(4) 前 3 項の届出事項の取消、または変更等が生じた場合にも同様に当社に届け出るものとします。</p> <p>(5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。</p>	第 11 条	<p>(成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 会員について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当社に届け出るものとします。</p> <p>(2) 会員について家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面にて当社に届け出るものとします。</p> <p>(3) 会員がすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合にも前 2 項と同様に当社に届け出るものとします。</p> <p>(4) 前 3 項の届出事項の取消、又は変更等が生じた場合にも同様に当社に届け出るものとします。</p> <p>(5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。</p>
第 16 条	<p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>(1) 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下併せて「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2) 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用をき損し、または当社の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3) 会員が暴力団員等もしくは本条(1)各号のいずれかに該当し、もしくは(2)各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)における表明もしくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、当社は、会員に対し何ら通知することなく会員とのすべての契約を直ちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、会員は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解除後も、会員が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約および本規約の関連条項(ただし、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。</p> <p>(4) 本条(3)により会員とのすべての契約を解除した場合、当社は、会員に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、当社に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。</p>	第 16 条	<p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>(1) 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下併せて「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用をき損し、又は当社の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3) 会員が暴力団員等もしくは本条(1)各号のいずれかに該当し、もしくは(2)各号のいずれかに該当する行為をし、又は(1)における表明もしくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、当社は、会員に対し何ら通知することなく会員との全ての契約を直ちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、会員は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解除後も、会員が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、係る債務の履行に関する限り、本契約及び本規約の関連条項(但し、約定返済に係る条項を除きます。)は有効に存続するものとします。</p> <p>(4) 本条(3)により会員との全ての契約を解除した場合、当社は、会員に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、当社に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。</p>

条	改定前	条	改定後
第 17 条 の 2	(取引内容の確認) 当社が、会員の情報 およ び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めた場合、会員はこれに応じるものとします。	第 17 条 の 2	(取引内容の確認) 当社が、会員の情報 及 び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めた場合、会員はこれに応じるものとします。
-	2022 年 7 月 14 日改定	-	2024 年 9 月 26 日改定

条	改定前	条	改定後
	【カードローンの取扱いに関する規約】_カードローン規約		【カードローンの取扱いに関する規約】_カードローン規約
第2条	<p>(極度額又は利用限度額)</p> <p>(1) 本カードローン規約第1条に基づく現金の借入れは、本契約に基づく会員に対する貸付残高が本契約に基づく極度額又は極度額を下回る額を提示した場合(極度額と同一の額の場合を含みます。)は当該提示した額(以下「利用限度額」といいます。)を超えない範囲内において反復継続して利用することができます。極度額又は利用限度額については、本契約に規定のとおりとします。会員が本契約以外に当社のカードローン基本契約を締結している場合には、法令が定める総量規制に服するため、それぞれの契約における貸付残高の合算額に基づいて利用限度額を制限することがあります。なお、当社が本契約に基づき会員に対して貸付けを行う場合、当該貸付額と本契約に基づく既存の貸付残高(元金のみ)の合計額を新たな貸付金額とし、当社が会員に交付する書面等には「最終貸付直後貸付残高(元金残高)」として記載するものとします。</p> <p>(2) 当社は、本条(1)の極度額又は利用限度額を、会員の信用状態の悪化その他の理由により当社が必要と認めた場合又は会員の申入れによる場合はいつでも当社の認める範囲で事前に提示を要することなく減額若しくは0円にすることができるものとします。</p> <p>(3) 当社は、本条(1)の極度額又は利用限度額を、会員の申入れがあった場合又は会員の信用状態に基づいて当社が所定の審査によって承認した場合に、法令により認められた限度で当社の認める範囲で増額することができるものとし、当社から法令上必要な書面の交付を行います。なお、会員は当社が審査に必要となる所定の書類等を求めた場合はこれを提出するものとします。</p> <p>(4) 本条(2)又は(3)に基づく極度額又は利用限度額の増減に関する会員の申入れは、<u>以下</u>のいずれかの方法により行うことができるものとします。①郵送での所定の申込み、②<u>指定のATM及び</u>指定の無人契約機等での申込み、③電話又はインターネット等での申込み</p>	第2条	<p>(極度額又は利用限度額)</p> <p>(1) 本カードローン規約第1条に基づく現金の借入れは、本契約に基づく会員に対する貸付残高が本契約に基づく極度額又は極度額を下回る額を提示した場合(極度額と同一の額の場合を含みます。)は当該提示した額(以下「利用限度額」といいます。)を超えない範囲内において反復継続して利用することができます。極度額又は利用限度額については、本契約に規定のとおりとします。会員が本契約以外に当社のカードローン基本契約を締結している場合には、法令が定める総量規制に服するため、それぞれの契約における貸付残高の合算額に基づいて利用限度額を制限することがあります。なお、当社が本契約に基づき会員に対して貸付けを行う場合、当該貸付額と本契約に基づく既存の貸付残高(元金のみ)の合計額を新たな貸付金額とし、当社が会員に交付する書面等には「最終貸付直後貸付残高(元金残高)」として記載するものとします。</p> <p>(2) 当社は、本条(1)の極度額又は利用限度額を、会員の信用状態の悪化その他の理由により当社が必要と認めた場合又は会員の申入れによる場合はいつでも当社の認める範囲で事前に提示を要することなく減額若しくは0円にすることができるものとします。</p> <p>(3) 当社は、本条(1)の極度額又は利用限度額を、会員の申入れがあった場合又は会員の信用状態に基づいて当社が所定の審査によって承認した場合に、法令により認められた限度で当社の認める範囲で増額することができるものとし、当社から法令上必要な書面の交付を行います。なお、会員は当社が審査に必要となる所定の書類等を求めた場合はこれを提出するものとします。</p> <p>(4) 本条(2)又は(3)に基づく極度額又は利用限度額の増減に関する会員の申入れは<u>次</u>のいずれかの方法により行うことができるものとします。①郵送での所定の申込み、②指定の無人契約機等での申込み、③電話又はインターネット等での申込み</p>

条	改定前	条	改定後
第4条	<p>(返済)</p> <p>(1) 会員は、約定返済日までに約定返済額以上の金額(本契約に基づく残債務額が約定返済額未満の場合は、当該債務額)を返済するものとします。なお、約定返済日が土日祝祭日及び年末年始等の当社休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。</p> <p>(2) 会員が預金口座自動振替(以下「自動振替」といいます。)を利用して返済することを当社に申請した場合は、前項の規定にかかわらず振替依頼書においてあらかじめ指定した日を約定返済日とします。但し、約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。</p> <p>(3) 約定返済日と前項の約定返済日が異なる場合、会員からの申出がない限り前項の約定返済日を優先します。</p> <p>(4) 約定返済日が月毎に規定されている場合、約定返済日前14日以内に返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとし、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとします。ただし、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときでも、当社の判断により当該約定返済日を次回に繰り越すことができるものとします。</p> <p>(5) 前項の規定にかかわらず、約定返済日が月毎に規定されており、自動振替による返済方法が選択され、かつ自動振替以外の方法により会員から返済がなされた場合の自動振替および約定返済日の取扱いは、以下のとおりとします。</p> <p>①約定返済日前14日以内かつ当社が金融機関に自動振替を依頼する日(以下「自動振替依頼日」といいます。)よりも前の日に会員からかかる返済がなされたときは、当該約定返済日において約定返済額の自動振替はされないものとし、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとします。</p> <p>②約定返済日前14日以内かつ自動振替依頼日以降の日に会員からかかる返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されますが、繰り越される前の当該約定返済日において約定返済額相当額の自動振替はされるものとし、任意弁済として残債務の弁済に充当されるものとします。</p>	第4条	<p>(返済)</p> <p>(1) 会員は、約定返済日までに約定返済額以上の金額(本契約に基づく残債務額が約定返済額未満の場合は、当該債務額)を返済するものとします。なお、約定返済日が土日祝祭日及び年末年始等の当社休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。</p> <p>(2) 会員が預金口座自動振替(以下「自動振替」といいます。)を利用して返済することを当社に申請した場合は、前項の規定にかかわらず振替依頼書においてあらかじめ指定した日を約定返済日とします。但し、約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とします。</p> <p>(3) 約定返済日と前項の約定返済日が異なる場合、会員からの申出がない限り前項の約定返済日を優先します。</p> <p>(4) 約定返済日が月ごとに規定されている場合、約定返済日前14日以内に返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとし、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されないものとします。但し、約定返済日より15日以上前に返済がなされたときでも、当社の判断により当該約定返済日を次回に繰り越すことができるものとします。</p> <p>(5) 前項の規定にかかわらず、約定返済日が月ごとに規定されており、自動振替による返済方法が選択され、かつ自動振替以外の方法により会員から返済がなされた場合の自動振替及び約定返済日の取扱いは、次のとおりとします。</p> <p>①約定返済日前14日以内かつ当社が金融機関に自動振替を依頼する日(以下「自動振替依頼日」といいます。)よりも前の日に会員から係る返済がなされたときは、当該約定返済日において約定返済額の自動振替はされないものとし、当該約定返済日は次回に繰り越されるものとします。</p> <p>②約定返済日前14日以内かつ自動振替依頼日以降の日に会員から係る返済がなされたときは、当該約定返済日は次回に繰り越されますが、繰り越される前の当該約定返済日において約定返済額相当額の自動振替はされるものとし、任意弁済として残債務の弁済に充当されるものとします。</p>
第5条	<p>(返済方法及び返済場所)</p> <p>会員は、以下のいずれかの返済方法及び返済場所で大規約に基づく貸付の返済をするものとします。</p> <p>①指定のATM等への現金投入による返済、②会員の指定する会員名義の預金口座からの自動振替、③指定金融機関の口座への振込、④指定の入金取扱機関への現金の持参</p> <p>なお、当社は、会員から返済がなされた場合、返済に係る書面の交付を行います(②および③は、会員から請求があった場合に限ります。)</p>	第5条	<p>(返済方法及び返済場所)</p> <p>会員は、次のいずれかの返済方法及び返済場所で大規約に基づく貸付の返済をするものとします。</p> <p>①指定のATM等への現金投入による返済、②会員の指定する会員名義の預金口座からの自動振替、③指定金融機関の口座への振込、④指定の入金取扱機関への現金の持参</p> <p>なお、当社は、会員から返済がなされた場合、返済に係る書面の交付を行います(②及び③は、会員から請求があった場合に限ります。)</p>
第6条	<p>(利息計算)</p> <p>本契約に基づく貸付けに係る元金に対し一定の貸付期間に発生する利息の金額は、次の計算式により計算します。</p> <p>当該貸付期間における残元金×貸付利率(年率)×当該貸付期間日数÷365(うるう年は、366とします。)</p> <p>なお、ここでいう貸付期間とは、本契約に基づく取引が行われた日の翌日から次の取引が行われる日までの期間を指し、貸付利率(年率)とは、会員と当社が合意した、次のいずれかを指すものとします。</p> <p>(1) 本契約規定の貸付利率(年率)</p> <p>(2) 過去の貸付直後最大残高(以下「過去貸付直後最大残高」又は「過去最大残高」といいます。)を基準貸付残高として、当該基準貸付残高に対応する当社が提示した金利表中の貸付利率(年率)</p>	第6条	<p>(利息計算)</p> <p>本契約に基づく貸付けに係る元金に対し一定の貸付期間に発生する利息の金額は、次の計算式により計算します。</p> <p>当該貸付期間における残元金×貸付利率(年率)×当該貸付期間日数÷365(うるう年は、366とします。)</p> <p>なお、ここでいう貸付期間とは、本契約に基づく取引が行われた日の翌日から次の取引が行われる日までの期間を指し、貸付利率(年率)とは、会員と当社が合意した、次のいずれかを指すものとします。</p> <p>(1) 本契約規定の貸付利率(年率)</p> <p>(2) 過去の貸付直後最大残高(以下「過去貸付直後最大残高」又は「過去最大残高」といいます。)を基準貸付残高として、当該基準貸付残高に対応する当社が提示した金利表中の貸付利率(年率)</p>

条	改定前	条	改定後
第7条	<p>(充当順位)</p> <p>(1) 会員が返済を行う際、利息に充当されるべき金額は、当該返済日の直近の取引日までの期間に含まれる全ての貸付期間毎に前条の計算式に従って計算した各利息金額の未払額の合計とします。</p> <p>(2) 会員は、会員が支払った返済金額が本契約に基づく債務全額に足りないときは、①本カードローン規約第11条で定める費用、②利息、③遅延損害金、④元金の順で充当されることに同意します。但し、当社の判断により、元金に先に充当する場合があります。なお、<u>かかる</u>返済金額が会員の支払うべき利息金額に足りない場合、次回の返済時の返済金額は、<u>かかる</u>不足額から充当されることに同意します。</p> <p>(3) 会員が当社に本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合、会員からの充当に関する指定のない限り、当社は、通知なくして当社が相当と認めた順序、金額により会員からの支払金を充当することができます。</p>	第7条	<p>(充当順位)</p> <p>(1) 会員が返済を行う際、利息に充当されるべき金額は、当該返済日の直近の取引日までの期間に含まれる全ての貸付期間ごと前条の計算式に従って計算した各利息金額の未払額の合計とします。</p> <p>(2) 会員は、会員が支払った返済金額が本契約に基づく債務全額に足りないときは、①本カードローン規約第11条で定める費用、②利息、③遅延損害金、④元金の順で充当されることに同意します。但し、当社の判断により、元金に先に充当する場合があります。なお、<u>係る</u>返済金額が会員の支払うべき利息金額に足りない場合、次回の返済時の返済金額は、<u>係る</u>不足額から充当されることに同意します。</p> <p>(3) 会員が当社に本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合、会員からの充当に関する指定のない限り、当社は、通知なくして当社が相当と認めた順序、金額により会員からの支払金を充当することができます。</p>
第9条	<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>会員が次のいずれかに該当すると当社が判断したときは当然に期限の利益を失い、本契約に基づく残債務(元金、利息及び遅延損害金等含みます。)全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>① 本契約締結時に虚偽の申告をした事が判明したとき。</p> <p>② 本契約に基づく返済を1回でも怠ったとき。但し、利息制限法所定の上限利率を超える利率に係る利息・遅延損害金部分の未払にとどまる場合にはこの限りではありません。</p> <p>③ 民事執行、仮差押、仮処分、租税公課の滞納処分を受けたとき。又は破産、民事再生、その他破産処理に関する法令による手続を自ら申し立てたとき若しくは申立てを受けたとき。</p> <p>④ 手形又は小切手の不渡りを受けたとき。</p> <p>⑤ その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。</p> <p>⑥ その他本契約又は本規約のいずれかに違反したとき。</p>	第9条	<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>会員が次のいずれかに該当すると当社が判断したときは当然に期限の利益を失い、本契約に基づく残債務(元金、利息及び遅延損害金等含みます。)全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>① 本契約締結時に虚偽の申告をした事が判明したとき</p> <p>② 本契約に基づく返済を1回でも怠ったとき。但し、利息制限法所定の上限利率を超える利率に係る利息・遅延損害金部分の未払にとどまる場合にはこの限りではありません</p> <p>③ 民事執行、仮差押、仮処分、租税公課の滞納処分を受けたとき。又は破産、民事再生、その他破産処理に関する法令による手続を自ら申し立てたとき若しくは申立てを受けたとき</p> <p>④ 手形又は小切手の不渡りを受けたとき</p> <p>⑤ その他会員の信用状態が著しく悪化したとき</p> <p>⑥ その他本契約又は本規約のいずれかに違反したとき</p>
第11条	<p>(会員の債務(会員等の元本及び利息以外の負担))</p> <p>会員は、当社所定の場合には、法令の定める範囲内で<u>以下</u>の費用又は手数料を負担するものとします。</p> <p>① カードの再発行の手数料</p> <p>② 貸金業法の規定により会員に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により会員に提供された事項の再提供の手数料</p> <p>③ 口座振替の方法による弁済において、会員が弁済期に弁済できなかった場合に行う再度の口座振替手続に要する費用</p> <p>④ 契約の締結及び債務の弁済の費用のうち、</p> <p>a.公租公課の支払に充てられるべきもの</p> <p>b.強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの</p> <p>c.ATM 及び CD 手数料</p>	第11条	<p>(会員の債務(会員等の元本及び利息以外の負担))</p> <p>会員は、当社所定の場合には、法令の定める範囲内で<u>次</u>の費用又は手数料を負担するものとします。</p> <p>① カードの再発行の手数料</p> <p>② 貸金業法の規定により会員に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により会員に提供された事項の再提供の手数料</p> <p>③ 口座振替の方法による弁済において、会員が弁済期に弁済できなかった場合に行う再度の口座振替手続に要する費用</p> <p>④ 契約の締結及び債務の弁済の費用のうち、</p> <p>a.公租公課の支払に充てられるべきもの</p> <p>b.強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの</p> <p>c.ATM 及び CD 手数料</p>

条	改定前	条	改定後
第 12 条	<p>(過剰入金・相殺処理の取扱)</p> <p>(1) 会員が残債務額を超える入金をした場合、かかる入金により生じた預り金には当社は利息を付さず、返却方法及び返却場所は、会員の指定する会員名義の指定金融機関への振込その他当社所定の手続によるものとします。</p> <p>(2) 会員が、当社に対し金銭債権を有する場合(当該金銭債権が本契約に基づき発生したか否かを問いません。)、会員は、本契約に基づく債務をもって当該金銭債権と対当額で相殺することはできません。</p>	第 12 条	<p>(過剰入金・相殺処理の取扱)</p> <p>(1) 会員が残債務額を超える入金をした場合、係る入金により生じた預り金には当社は利息を付さず、返却方法及び返却場所は、本カードローン規約第 1 条(2)に定める会員名義の銀行口座、第 5 条②の会員の指定する会員名義の預金口座又は会員の別途指定する会員名義の銀行口座への振込その他当社所定の手続によるものとします。</p> <p>なお、当社は、当該預り金が生じている状態で会員が指定の ATM 又は CD から借入れをしたとき、当該預り金と当該借入金を事前の通知及び手続をすることなく、いつでも相殺することができるものとします。</p> <p>(2) 会員が、当社に対し金銭債権を有する場合(当該金銭債権が本契約に基づき発生したか否かを問いません。)、会員は、本契約に基づく債務をもって当該金銭債権と対当額で相殺することはできません。</p>
第 13 条	<p>(無利息期間に関する特約)</p> <p>(1) 当社は、当社が指定する条件を満たす会員に別途書面、広告または口頭等の方法にて無利息期間の通知を行うことにより、本契約の締結日、本カードローン規約第 2 条に基づく極度額の増額に係る契約日、本カードローン規約第 2 条に基づく極度額の範囲内で追加貸付された日またはかかる通知により当社が指定する取引等が発生した日のそれぞれ翌日(以下「無利息期間開始日」といいます。)から、かかる通知により当該会員に通知する期間(以下「無利息期間」といいます。)中においては、当該会員の貸付残高のうち、当社の指定する金額に適用される貸付利率を 0%(無利息)とすることができるものとします。但し、無利息期間中に貸付残高がない場合は、無利息に係る本項の特約の適用は無効となります。なお、本項は、無利息期間開始日時点ですで行われている貸付だけでなく、無利息期間中に行われた貸付についても無利息期間にわたって適用されます。</p> <p>(2) 本条(1)に定める無利息期間中、約定返済日に約定返済額の返済を怠った場合等期限の利益喪失事由に該当したときは、本条(1)の特約は効力を失うとともに、当該約定返済日の翌日から指定の遅延損害金を併せて支払うものとします。</p> <p>(3) 本条(1)に定める無利息期間中、契約の変更により、本条(1)の特約は効力を失う場合があります。</p>	第 13 条	<p>(無利息期間に関する特約)</p> <p>(1) 当社は、当社が指定する条件を満たす会員に別途書面、広告又は口頭等の方法にて無利息期間の通知を行うことにより、本契約の締結日、本カードローン規約第 2 条に基づく極度額の増額に係る契約日、本カードローン規約第 2 条に基づく極度額の範囲内で追加貸付された日又は係る通知により当社が指定する取引等が発生した日のそれぞれ翌日(以下「無利息期間開始日」といいます。)から、係る通知により当該会員に通知する期間(以下「無利息期間」といいます。)中においては、当該会員の貸付残高のうち、当社の指定する金額に適用される貸付利率を 0%(無利息)とすることができるものとします。但し、無利息期間中に貸付残高がない場合は、無利息に係る本項の特約の適用は無効となります。なお、本項は、無利息期間開始日時点ですで行われている貸付だけでなく、無利息期間中に行われた貸付についても無利息期間にわたって適用されます。</p> <p>(2) 本条(1)に定める無利息期間中、約定返済日に約定返済額の返済を怠った場合等期限の利益喪失事由に該当したときは、本条(1)の特約は効力を失うとともに、当該約定返済日の翌日から指定の遅延損害金を併せて支払うものとします。</p> <p>(3) 本条(1)に定める無利息期間中、契約の変更により、本条(1)の特約は効力を失う場合があります。</p>
第 14 条	<p>(お利息サービスプランに関する特約)</p> <p>(1) 当社は、会員の信用状態及び取引状況に基づき、当社の判断により適用される貸付利率を一定割合で割り引く(利率の引下げを指します。)ことがあります。また、本項に基づく利率の割引(以下「利率割引」といいます。)は本条(2)に定める効力の失効がない限り、継続的に適用されるものとします。</p> <p>(2) 本条(1)に定める利率割引の適用期間中、会員が以下のいずれかに該当した場合は、会員の信用状況と併せて当社の定めるところにより、利率割引の適用を中止することがあります。以下のいずれかの事由に該当することにより本契約により遅延損害金が生ずる場合には、会員は、所定の遅延損害金も併せて支払うものとします。</p> <p>① 約定返済日に約定返済額の返済を怠ったとき</p> <p>② 本カードローン規約第 2 条(2)に定める事由に該当したとき</p> <p>③ 利率割引適用の際にその理由を特定した場合で、かかる理由がなくなったとき</p> <p>④ 本契約に基づく貸付残高完済後 10 日間以内に取引の再開がなかったとき</p>	第 14 条	<p>(お利息サービスプランに関する特約)</p> <p>(1) 当社は、会員の信用状態及び取引状況に基づき、当社の判断により適用される貸付利率を一定割合で割り引く(利率の引下げを指します。)ことがあります。また、本項に基づく利率の割引(以下「利率割引」といいます。)は本条(2)に定める効力の失効がない限り、継続的に適用されるものとします。</p> <p>(2) 本条(1)に定める利率割引の適用期間中、会員が次のいずれかに該当した場合は、会員の信用状況と併せて当社の定めるところにより、利率割引の適用を中止することがあります。次のいずれかの事由に該当することにより本契約により遅延損害金が生ずる場合には、会員は、所定の遅延損害金も併せて支払うものとします。</p> <p>① 約定返済日に約定返済額の返済を怠ったとき</p> <p>② 本カードローン規約第 2 条(2)に定める事由に該当したとき</p> <p>③ 利率割引適用の際にその理由を特定した場合で、係る理由がなくなったとき</p> <p>④ 本契約に基づく貸付残高完済後 10 日間以内に取引の再開がなかったとき</p>
-	2021 年 11 月 23 日改定	-	2024 年 9 月 26 日改定